

広島県告示第五百七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和六年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備考
大朝ふるさと病院	山県郡北広島町新庄二一四七番地一	令和九年五月二日	更新
医療法人社団慶寿会千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一九二番地	令和九年五月二日	更新
北広島病院	山県郡北広島町壬生四三三番地四	令和九年五月二日	更新
医療法人社団永楽会前田病院	呉市中央二丁目六番一〇号	令和九年五月二日	更新
広島心臓血管病院	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号	令和九年五月二日	更新
医療法人静悠会コム・クリニック佐藤	福山市引野町二丁目二〇番一七号	令和九年五月二日	更新
中村整形外科	福山市南蔵王町二丁目四番一一号	令和九年五月二日	更新
五日市記念病院	広島市佐伯区倉重一丁目九五番地	令和九年五月二日	更新
医療法人社団信英会島谷病院	福山市新涯町二丁目五番八号	令和九年五月二日	更新
医療法人財団竹政会福山循環器病院	福山市緑町二番三九号	令和九年五月二日	更新
医療法人社団玄同会小島病院	福山市駅家町上山守二〇三番地	令和九年五月二日	更新